

○国土交通省告示第千三百六十八号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。

なお、起業地の一部について収用又は使用の手続が保留されているので、法第三十三条の規定に基づきあわせて告示する。

平成二十年十一月二十一日

国土交通大臣 金子 一義

第1 起業者の名称 国土交通大臣

第2 事業の種類 一般国道45号改築工事（坂下拡幅・宮城県仙台市宮城野区苦竹一丁目地内から同市同区苦竹二丁目地内まで）

第3 起業地

- 1 収用の部分 宮城県仙台市宮城野区苦竹一丁目、南目館及び苦竹二丁目地内
- 2 使用の部分 なし

第4 事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

1 法第20条第1号の要件への適合性

申請に係る事業は、宮城県仙台市宮城野区苦竹一丁目地内から同市同区苦竹二丁目地内までの延長995mの区間（以下「本件区間」という。）における「一般国道45号改築工事（坂下拡幅・宮城県仙台市宮城野区苦竹一丁目地内から同市同区苦竹二丁目地内まで）」（以下「本件事業」という。）である。

本件事業は、道路法（昭和27年法律第180号）第3条第2号に規定する一般国道に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

2 法第20条第2号の要件への適合性

一般国道の改築は、道路法第12条の規定により、国土交通大臣が行うものとされており、本件区間は同法第13条第1項の指定区間に該当することなどから、起業者である国土交通大臣は、本件事業を遂行する十分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

3 法第20条第3号の要件への適合性

(1) 得られる公共の利益

一般国道45号（以下「本路線」という。）は、仙台市を起点とし、気仙沼市、宮古市、八戸市を経て青森市へ至る東北地方の太平洋沿岸の広域仙台都市圏等をはじめ岩手県及び青森県の各地域を結ぶ総延長583.8kmの主要幹線道路である。

本路線の起点である仙台市は、政令指定都市として東北地方を代表する都市であり、国の出先機関や大手企業の支社などが集中しており、近年では人口の増加及び郊外の住宅開発等により、自動車交通需要が高まっている。

本件区間に対応する本路線（以下「現道」という。）は、仙台市中心部と接続する区間であり、自動車交通量が多いにもかかわらず、中原入口交差点から東警察署前交差点付近までの下り車線が2車線から1車線に減少していることから、自動車交通が集中する朝夕の通勤、通学時間帯を中心に慢性的な交通混雑が発生し、交通事故も多く、安全かつ円滑な交通が阻害されている状況にある。

平成17年度道路交通センサスによると、自動車交通量は仙台市宮城野区南目館地内で38,481台/日、混雑度1.46となっている。

また、本件区間は自転車及び歩行者の利用が多くあるにもかかわらず、歩道未設置区間及び最小歩道幅員が0.60mの区間があるなど、安全な通行が確保されていない状況にある。

本件事業の完成により、4車線の道路が供用されることから、現道の交通混雑の緩和及び交通事故の軽減に寄与し、安全かつ円滑な交通が確保されることとなる。

また、自転車歩行者道の整備により自転車利用者及び歩行者の安全な通行の確保に寄与し、本路線の主要幹線道路としての機能の向上が図られることとなる。

なお、本件事業が生活環境等に与える影響については、本件事業は、環境影響評価法（平成9年法律第81号）等に基づく環境影響評価の実施対象外の事業であるが、起業者が平成18年3月に同法等に準じて環境影響評価を実施したところ、環境基準等を満足するものと評価されている。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存するものと認められる。

(2) 失われる利益

上記の環境影響評価その他の調査等によると、本件区間内の土地には、文化財保護法（昭和25年法律第214号）及び絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）により、起業者が保護のため特別の措置を講ずべき動植物は見受けられない。

また、本件区間内の土地には、文化財保護法による周知の埋蔵文化財包蔵地はなく、起業者が保護のため特別の措置を講ずべき文化財は見受けられない。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

(3) 事業計画の合理性

本件事業は、現道の交通混雑の緩和、交通事故の軽減及び自転車歩行者道の整備

による歩行者等の安全確保を主な目的とし、道路構造令（昭和45年政令第320号）による第4種第1級の規格に基づき、現道を4車線に拡幅する事業であり、本件事業の事業計画は、道路構造令等に定める規格に適合していると認められる。

また、本件事業のルートは、まず起点からJR仙石線苦竹駅までの区間については、支障家屋の移転を極力回避するとともに、JR仙石線高架橋の橋脚までの線形を考慮すること等の検討が行われ、また、JR仙石線苦竹駅から終点までの区間については、支障家屋の移転を極力回避するとともに、仙台市宮城野区苦竹二丁目地先の終点部までの線形及び既に4車線化している区間の連続性を考慮すること等の検討が行われていることから、社会的、技術的及び経済的な面を総合的に判断すると、当該ルートが最も合理的であると認められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益を比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるので、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

4 法第20条第4号の要件への適合性

(1) 事業を早期に施行する必要性

3(1)で述べたように、現道は、交通量が多く、慢性的な交通混雑が発生し、交通事故も多いことから、できるだけ早期に交通混雑の緩和、交通事故の軽減を図る必要があると認められる。

また、仙台都市圏の自治体の長等からなる仙台都市圏広域行政推進協議会より、本件事業の早期完成に関する強い要望がある。

以上のことから、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

(2) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、すべて本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

5 結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断される。

第5 法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所 宮城県仙台市宮城野区役所

第6 収用又は使用の手続が保留されている起業地 宮城県仙台市宮城野区苦竹一丁目、
南目館及び苦竹二丁目地内